

Legal Update

消費税増税の前に—特措法と転嫁カルテル

(執筆者) 雨宮 慶

1. 消費税増税の前に特措法の再確認の必要性

2014 年 4 月 1 日から消費税率が上がります。これに関連して、2013 年 10 月 1 日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「特措法」といいます)が施行されています。これにより、消費税の転嫁を阻害する行為や表示が禁止されるとともに、消費税の転嫁や表示に関するカルテルが認められます。また、公正取引委員会(以下「公取委」といいます)は特措法についての情報を随時公表しています。そこで、消費税増税の直前に、簡単に特措法について再確認しておくことが肝要です。

2. 特措法の概要

特措法の柱は、以下の 4 点です。

- (1) 「特定事業者」から「特定供給事業者」に対する消費税の転嫁を阻害する行為の禁止
- (2) 「事業者」による、消費税を転嫁していない、または消費税相当額を減額する旨の表示の禁止
- (3) 「中小事業者」を中心とする事業者(事業者団体を含む)による消費税の転嫁のカルテルの許容
- (4) 事業者(事業者団体を含む)による消費税の表示方法に関するカルテルの許容

3. 各項目の内容

- (1) 「特定事業者」から「特定供給事業者」に対する消費税の転嫁を阻害する行為の禁止

「特定事業者」とは、大規模小売事業者と次の「特定供給事業者」から継続して商品・役務の供給を受ける事業者をいいます^[1]。

「特定供給事業者」とは、大規模小売事業者に対して継続して商品・役務を供給する事業者と(イ)個人、(ロ)人格のない社団等、(ハ)資本金が 3 億円以下である事業者をいいます^[2]。

特措法では、特定事業者が特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して行う以下の行為が禁止されます。

- 減額、買い叩き
- 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
- 本体価格での交渉の拒否
- 違反を公取委に通報したことを理由とする報復行為

消費税の転嫁に関連して、交渉力の弱い事業者に対して圧力をかけることを禁止するもので、下請法の考え方に近いものです。特定事業者の違反行為について、公取委や中小企業庁の検査、指導、勧告、公表などが行われます^[3]。

^[1] 特措法 2 条 1 項。

^[2] 特措法 2 条 2 項

^[3] 特措法 4 ないし 7 条。勧告、公表を行うのは公取委のみで、中小企業庁は公取委にそのような措置を取ることを請求することができます。

(2) 消費税を転嫁していない、または消費税相当額を減額する旨の表示の禁止

事業者に対して、消費税を転嫁していない旨、消費税相当額の全部または一部を減額する旨、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の「表示」を行うことを禁止するものです。これに関連して、特定の条件を満たした外税表示も認められます^[4]。

公取委や中小企業庁の検査、指導、勧告、公表については上記(1)の場合と同様です^[5]。

(3) 消費税の転嫁のカルテル

参加者の3分の2以上が中小企業である場合や、構成事業者の3分の2以上が中小企業である事業者団体などが行う、消費税の転嫁のためのカルテルは、公取委に届け出て行う場合には、独占禁止法の適用除外となります^[6]。

(4) 消費税の表示方法のカルテル

消費税の表示方法の決定についてのカルテルは、公取委に届け出て行う場合には、独占禁止法の適用除外となります。表示方法のカルテルの場合には、参加者の要件に制限はありません^[7]。

4. 留意事項

特措法は時限立法で、2017年3月31日に自動的に失効します。したがって、独占禁止法の適用除外となるカルテルも3年に限って認められます。一方、消費税増税以前であっても、2014年4月1日以降に供給される商品や役務に関する行為には特措法が適用されますので注意が必要です。

2014年1月末日現在、転嫁カルテル、表示カルテルともに120件の届出がなされています^[8]。消費税の転嫁や表示に対する関心の高さと、特に中小事業者の懸念が現れていると考えられます。

公取委は、特措法の違反に関して特に関心を有しており、すでに15万事業者に対して調査票の送付を行っていますが、その回答によれば特に建設業、製造業、卸売業、小売業についての懸念が大きいと述べています^[9]。これらの業種の企業は、違反を行わないことはもちろん、取引事業者からの公取委への通知や、公取委の調査が行われた場合に適切に防御や説明を行うための対策まで検討しておく必要があるようです。

このニュースレターがご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなされないようお願い申し上げます。

^[4] 特措法 10 条。

^[5] 特措法 9 条。

^[6] 特措法 12 条 1 号。

^[7] 特措法 12 条 2 号。

^[8] <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-hyoujiodokede.html>

^[9] http://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h26/1_3/kaikenkiroku140122.html